

主な保険金について

②災害死亡保険金とは

不慮の事故または所定の感染症（ペスト・コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフスA等）により被保険者がお亡くなりになった場合にお支払いする保険金です。

災害死亡保険金の免責事由について

以下の場合、災害死亡保険金はお支払いできません。

1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
2. 災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき
3. 被保険者の犯罪行為によるとき
4. 被保険者の精神障がい原因とする事故によるとき
5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
8. 地震・噴火・津波または戦争その他の変乱

具体例

※被保険者が自動車の運転中に事故に遭いお亡くなりになった



お支払いできる場合

被保険者の法令違反（飲酒・無免許等）がまったくない状態で、ハンドル操作を誤って路肩に衝突し、お亡くなりになった場合。

解説

事故の原因に被保険者の故意または重大な過失がない場合、災害死亡保険金のお支払いの対象となります。



お支払いできない場合

被保険者が危険であることを十分認識できる状況で、高速道路を逆走して対向車と衝突し、お亡くなりになった場合。

解説

危険であることを十分に認識できたにもかかわらず、高速道路を逆走した行為は、被保険者の故意または重大な過失が認められるため、災害死亡保険金はお支払いの対象となりません。ただし、死亡保険金の免責事由に該当しない場合は、死亡保険金についてはお支払いの対象となります。

主な保険金について

①死亡保険金とは

被保険者がお亡くなりになった場合にお支払いする保険金です。

自殺によりお亡くなりになった場合の免責について

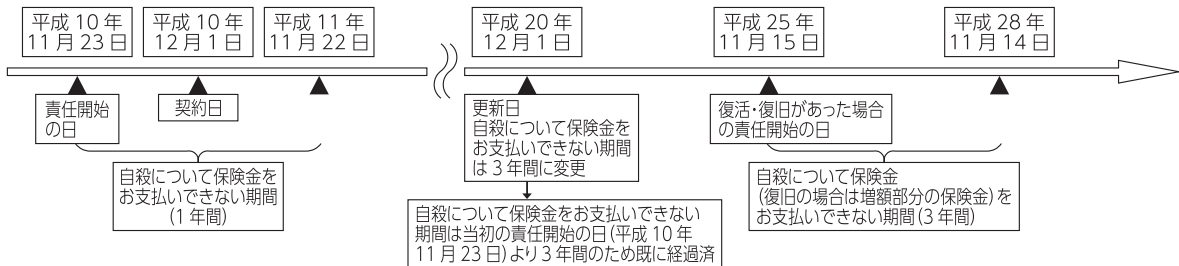
責任開始の日から一定期間内に被保険者が自殺された場合、保険金のお支払いができません。この一定期間は、ご契約・特約によって異なります。

- **契約日が平成12年4月1日以前のご契約・特約**
▶ 責任開始の日より1年以内の自殺については、保険金のお支払いができません。
- **契約日が平成12年4月2日以降、平成16年10月1日以前のご契約・特約**
▶ 責任開始の日より2年以内の自殺については、保険金のお支払いができません。
- **契約日が平成16年10月2日以降のご契約・特約**
▶ 責任開始の日より3年以内の自殺については、保険金のお支払いができません。

※ご契約を復活された場合、最終の復活時の責任開始の日から上記の期間を算定します。

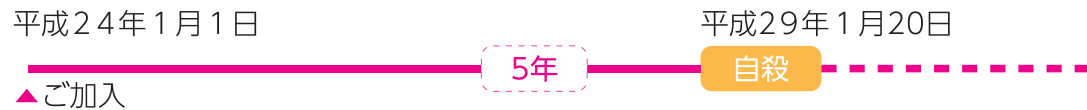
※ご契約が復旧された場合、復旧時の保険金額の増額部分については、最終の復旧時の責任開始の日から上記の期間を算定します。

〈例〉更新・復活の場合



具体例

※ご加入から5年経過後、被保険者が自殺でお亡くなりになった



お支払いできる場合

加入から5年間、保険契約は失効することなく有効に継続していた。

解説

契約日等により異なりますが、責任開始の日から一定期間経過 (5年) しているため、自殺であっても死亡保険金のお支払いの対象となります。



お支払いできない場合

加入から4年6カ月経過時に一度契約は失効したが、その後復活していた。

解説

復活の手続きをされた場合は、復活時の責任開始の日より一定期間を算定します。そのため、復活時の責任開始の日からの経過期間が約半年であるため、死亡保険金はお支払いの対象とはなりません。

病気が原因で障がい状態になられた／不慮の事故が原因で障がい状態になられた①

④高度障がい状態をお支払い事由とする保険金とは

責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病により、被保険者が所定の高度障がい状態になられた場合にお支払いする保険金です。

- 1.約款所定の高度障がい状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。所定の高度障がい状態に該当しない場合、または所定の高度障がい状態に該当しても回復の見込みがある場合にはお支払いできません。
- 2.お支払いの対象となる約款所定の高度障がい状態は、身体障害者福祉法等に定める障がい状態等とは異なります。

お支払いの対象となる高度障がい状態とは

※無配当保障セレクト保険普通保険約款 別表2を参照

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの

- 「視力を全く永久に失ったもの」とは・・・

きょう正視力が、0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

具体例



お支払いできる場合

加入後の事故による負傷で両眼の損傷が激しく、両眼球摘出手術を行う等回復の見込みのない場合。



お支払いできない場合

眼瞼下垂（筋力の低下により上まぶたが垂れ下がって、眼がよく開かない状態）による視力障がいの場合（視力低下でないことから視力を失ったものとはみなしません）。

2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

- 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは・・・

次の3つの場合をいいます。

- ①語音構成機能障がい（こうしんおん 舌音、し 歯舌音、こうがいおん 舌蓋音、こうとうおん 舌頭音）の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③声帯全部の摘出により発音が不能な場合

- 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは・・・

流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

具体例



お支払いできる場合

喉頭ガンにより喉頭全摘手術を行い、言語を話すことができなくなった場合。



お支払いできない場合

ご契約の責任開始時以後に、くも膜下出血を発症され、加療後も失語症が残存したと診断されたが、身振りや手振りを交えながら、簡単な単語で他人と意思疎通をすることが可能な場合。

③リビング・ニーズ特約による保険金とは

被保険者が余命6カ月以内と判断されたときに死亡保険金の全部または一部をお支払いする保険金です。

お支払いする金額について

死亡保険金額のうち、請求額（指定保険金額）（※1）より、お支払い事由発生日（被保険者の余命が6カ月以内と判断された日）から起算して6カ月間の請求額（指定保険金額）（※1）に対する利息（※2）と、同じく6カ月間の保険料相当額を差し引いた金額をお支払いします。

（※1）指定保険金額は、ご契約の種類・契約日により1,000万円または3,000万円が限度となります。また、リビング・ニーズ特約を中途付加されている場合は、1,000万円が限度となります。なお、指定保険金額の限度額は、平成29年9月現在のお取扱いにつき、将来変更となることがあります。

（※2）「ご請求額（指定保険金額）」から「ご請求額（指定保険金額）を当社所定の利率で6カ月間割り戻して計算した現価」を差し引いた額です。

●リビング・ニーズ特約による保険金のお支払い例

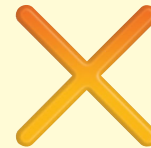
ご契約例	①死亡保険金額 5,000万円	②指定保険金額 3,000万円
リビング・ニーズ特約による保険金のご請求時にお支払いする金額	②指定保険金額 3,000万円	②に対する6カ月間の利息 および保険料相当額
お亡くなりになった時にお支払いする死亡保険金額	①死亡保険金額 5,000万円	②指定保険金額 3,000万円

具体例



お支払いできる場合

リビング・ニーズ特約による保険金のご請求時に、一般に日本で認められた医療による治療を行っても、余命6カ月以内と判断されている場合。



お支払いできない場合

3年前に脳梗塞（のうこうそく）で医師から余命1カ月と判断されていたが、その後回復し、ご請求時点では余命6カ月以内と判断されていない場合。（ご請求時点で被保険者が余命6カ月以内と判断されていることが必要です。）

余命6カ月以内と判断された

「ガン」・「急性心筋梗塞」・「脳卒中」を発病された①

主な保険金について

⑤特定疾病をお支払い事由とする保険金とは

所定の悪性新生物（ガン）・急性心筋梗塞・脳卒中を発病され、お支払い事由に該当する場合にお支払いする保険金です。

●契約日が平成28年4月2日以降のご契約

悪性新生物（ガン）	被保険者が保険期間中に、所定の悪性新生物（ガン）に罹患したと責任開始時前を含めて初めて医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき ※病理組織学的所見（生検）が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。
急性心筋梗塞	被保険者が、責任開始時以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を保険期間中に発病され、次の①または②に該当したとき ①急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
脳卒中	被保険者が、責任開始時以後の疾病を原因として、脳卒中（くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞）を保険期間中に発病され、次の①または②に該当したとき ①その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障がい、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ②脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき

●契約日が平成28年4月1日以前のご契約

悪性新生物（ガン）	被保険者が保険期間中に、所定の悪性新生物（ガン）に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき ※病理組織学的所見（生検）が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。
急性心筋梗塞	被保険者が、責任開始時以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を保険期間中に発病され、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中	被保険者が、責任開始時以後の疾病を原因として、脳卒中（くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞）を保険期間中に発病され、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障がい、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの

●「常に介護を要するもの」とは・・・

食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

具体例



お支払いできる場合

加入後の事故により中枢神経系に著しい障がいを残し、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態となり回復の見込みのない場合。



お支払いできない場合

加入後の事故により両腕両足を骨折し、一時的に食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態となったが、その後他人の介護を要しない状態まで回復した場合。

4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

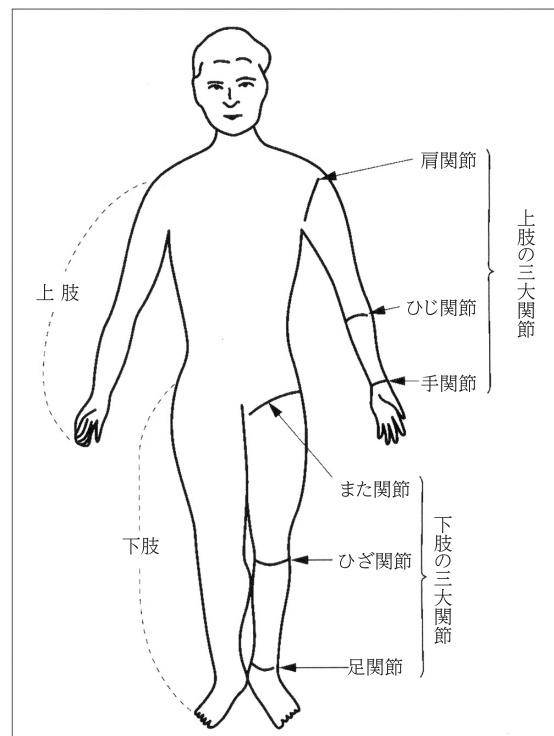
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

●「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは・・・

完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては、肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直（※）で、その回復の見込みのない場合をいいます。

（※）完全強直とは、各関節が完全に固まってしまい、形態（角度）を変えることができない状態をいいます。



病気が原因で障がい状態になられた／不慮の事故が原因で障がい状態になられた②

「ガン」・「急性心筋梗塞」・「脳卒中」を発病された③

急性心筋梗塞について

お支払いの対象となる「急性心筋梗塞」は、約款に定められている要件を満たすことが必要です。「狭心症」や「弁膜症」などは、約款で定める定義に該当しないため、保険金のお支払いの対象とはなりません。

また、あわせて保険期間中に、責任開始時以後の疾病を原因として発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたこと、または所定の手術を受けた（※）ことが必要です。

（※）所定の手術を受けたことにより、お支払いの対象となるのは契約日が平成28年4月2日以降のご契約に限ります。

脳卒中について

お支払いの対象となる脳卒中（くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞）は、被保険者が当特約の責任開始時以後の疾病を原因として、この保険期間中に、脳卒中を発病され、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障がい、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたこと、または所定の手術を受けた（※）ことが必要です。

（※）所定の手術を受けたことによりお支払いの対象となるのは、契約日が平成28年4月2日以降のご契約に限ります。

自覚症状のみで診断された場合や、「外傷性くも膜下出血」、「非破裂性の脳動脈瘤」、「一過性脳虚血発作」などは、約款で定める定義に該当しないため、保険金のお支払いの対象とはなりません。

具体例		
	お支払いできる場合	突然、言語がしゃべりにくくなり、頭部のCT検査の結果、所定の「脳卒中」と診断され、その日から60日以上言語機能障がいが続いたと診断された場合。
	お支払いできる場合	胸痛で受診し、検査の結果、「急性心筋梗塞」と診断され、その治療のための手術を受けた場合。 ※契約日が平成28年4月2日以降のご契約に限ります。
	お支払いできない場合	胸痛で受診し、検査の結果、「急性心筋梗塞」と診断されたが、その治療のための手術も行わず2週間経過後に症状が治まり、その後は特段の労働制限は不要であると医師によって診断された場合。

悪性新生物(ガン)について

- 特定疾病保険金お支払い事由に定める「所定の悪性新生物(ガン)」に含まれないもの
- 以下の「悪性新生物(ガン)」はお支払いの対象とはなりません。
- ① 上皮内ガン（※）
 - ② 悪性黒色腫を除く皮膚ガン
 - ③ 責任開始の日（復活・復旧が行われたときは、最終の復活・復旧の際の責任開始の日）からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物（乳ガン）
- （※）上皮内ガン
上皮内ガンは、上皮細胞と間質細胞（組織）を隔てる膜（基底膜）を破って浸潤していないガンです。現在は、上皮内腫瘍とも呼ばれます。もっともよく観察されている子宮頸部では、前ガン病変の異形成と上皮内ガンはしばしば共存し、必ずしも明瞭な区別がつけられないため、これらを連続した一連の病変としてとらえ、子宮頸部上皮内腫瘍と呼んでいます。

具体例	
	お支払いできる場合
診断内容・・・悪性リンパ腫／甲状腺ガン／肝臓ガン／軟骨肉腫／急性骨髄性白血病	
	お支払いできない場合
診断内容・・・非浸潤性乳管ガン／子宮頸部ガン0期／皮膚ガン（悪性黒色腫以外）	

「ガン」・「急性心筋梗塞」・「脳卒中」を発病された②

病気が原因で障がい状態になられた②

具体例



お支払いできる
場合

糖尿病性腎症から慢性腎臓病が進行。「人工透析」を導入し、今後も継続して透析を続ける予定である。



お支払いできない場合

心房細動により呼吸困難等の症状があり、家庭内の極めて温和な活動では問題はなく、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこる状態だったところ、心臓ペースメーカーを装着して症状が改善した。発症から180日経過前に医師から日常生活に全く制限を加える必要がないと診断された。

解 説

一時的な人工透析療法ではなく永続的な人工透析療法に該当するため、保険金のお支払いの対象となります。

解 説

心疾患による疾病障がい状態は、その状態が180日継続したと医師に診断されることも、要件のひとつになります。

⑥疾病障がい状態をお支払い事由とする保険金とは

被保険者が責任開始時以後に発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の疾病障がい状態になられた場合にお支払いする保険金です。

お支払いの対象となる疾病による障がい状態 (疾病障がい状態) とは

対象となる障がい状態とは、下表のいずれかの状態をいいます。なお、4および6～12については該当事例の一部となりますので、詳細については約款の別表・備考をご確認ください。

1. 眼の障がい		両眼のきょう正視力の和が0.08以下の状態が180日以上継続するもの。
2. 耳の障がい		両耳の聴力に著しい障がい有する状態が180日以上継続するもの。
3. 平衡機能の障がい		手足・胴体に異常がない場合で、脳または内耳に器質的異常があり、眼を閉じた状態で起立不能、または眼を開けた状態で直線10m以内の歩行を中断せざるをえない程度の障がいがあるが180日以上継続するもの。
4. 上・下肢の障がい		(例) 両手の親指と、ひとさし指または中指を欠くもの、またそれらの指があっても著しい変形、麻痺等により指がないのと同程度の機能障がいがあるが180日以上継続するもの。
		(例) 1下肢を足関節以上で欠くもの。
5. 体幹・脊柱の障がい		(例) 四肢の機能の障がいにより、日常動作の一部が、自力では困難で、他人の介護を要する程度の障がいがあるが180日以上継続するもの。
		(例) 腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれの状態でも座っていることのできない程度の障がいがあるが180日以上継続するもの。 ・座っている状態から自力のみでは立ち上がることのできない程度の障がいがあるが180日以上継続するもの。
身体機能や臓器等の障がい	6. 呼吸器の障がい	(例) 肺結核、じん肺などにより、人並みの速度で歩くと息苦しくなる程度の肺機能障がいがあるが180日以上継続するもの。
	7. 心臓の障がい	(例) 呼吸困難の症状があり、家庭内の極めて温和な活動以外において心不全症状または狭心症症状がおこる状態が180日以上継続するもの。
	8. 腎臓の障がい	(例) 永続的な人工透析療法を受けたもの。
	9. 肝臓の障がい	(例) GOTやGPTなどの肝機能検査値に所定の異常があり、かつ腹水が1カ月以上存続する等の臨床所見があり、ときに介助が必要で軽労働ができない程度の障がいがあるが180日以上継続するもの。
	10. 血液・造血器の障がい	(例) 血液または骨髄に所定の異常があり、ときどき輸血を必要とし（または治療により改善が認められても、貧血、出血傾向、易感染症などを示し）、ときに介助が必要で軽労働ができない程度の障がいがあるが180日以上継続するもの。
	11. 高血圧症	(例) 通常の最小血圧（拡張期血圧）が120mmHg以上、腎機能障がいの急激な悪化などの状態が180日以上継続する悪性高血圧症。
	12. 骨盤内臓器の障がい	(例) 直腸の疾病のためS状結腸の人工肛門の造設による人工排せつ口をもち、かつ排尿機能障がいを併発し、180日以上継続するもの（ただし、一時的な人工肛門の造設を除く）。

病気が原因で障がい状態になられた①

身体障害者手帳の交付を受けた

主な保険金について

⑧身体障害者手帳の交付をお支払い事由とする保険金とは

責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病により、身体障害者福祉法に定める障がいの級別が1級、2級または3級の障がいに該当し、その障がいに対する身体障害者手帳の交付があったときにお支払いする保険金です。

二つ以上の障がい(複数障がい)に該当したことによって身体障害者福祉法に定める1級、2級または3級の身体障害者手帳の交付があったときは、保険金をお支払い(または保険料の払込みを免除)しますが、複数障がいのうち一部の障がいが免責事由に該当する場合や一部の障がいの直接の原因が責任開始時前に発生または発病していた場合で、その障がい以外の障がいと同法に定める1級、2級または3級の障がいに該当しないときは、保険金のお支払い(または保険料の払込み免除)の対象とはなりません。

具体例



お支払いできる場合

責任開始時以後に発生した交通事故によるケガによって身体障害者福祉法に定める4級の下肢の障がいに該当し、4級の身体障害者手帳が交付された。その後に発病した疾病によって、同法に定める4級の腎臓機能障がいに該当し、3級の身体障害者手帳が交付された。

解説

二つ以上の障がい(複数障がい)に該当したことによって身体障害者福祉法に定める1級、2級または3級の身体障害者手帳の交付があったときは、障がいサポート年金・障がい保険金のお支払いの対象となります。



お支払いできない場合

責任開始時前に発生した交通事故によるケガによって身体障害者福祉法に定める4級の下肢の障がいに該当し、4級の身体障害者手帳が交付された。その後、責任開始時以後に発病した疾病によって、同法に定める4級の腎臓機能障がいに該当し、3級の身体障害者手帳が交付された。

解説

一部の障がいの直接の原因が責任開始時前に発生していた場合で、その障がい以外の障がいと同法に定める1級、2級または3級の障がいに該当しないときは、障がいサポート年金・障がい保険金のお支払いの対象とはなりません。

主な保険金について

⑦不慮の事故による障がい状態をお支払い事由とする保険金とは

被保険者が責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に所定の障がい状態になられた場合にお支払いする保険金です。

お支払いの対象となる不慮の事故による障がい状態とは

対象となる障がい状態とは次のいずれかの状態をいいます。詳細については、主約款の別表・備考をご確認ください。

1. 眼の障がい	1眼の視力を全く永久に失ったもの(1眼のきょう正視力が0.02以下となり回復の見込みのない場合)。
2. 耳の障がい	両耳の聴力を全く永久に失ったもの。
3. 上・下肢および手・足指の障がい・欠損	1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの。
	1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの。
	1手の5手指を失ったかまたは1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの。
	10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。
4. 脊柱の障がい	10足指を失ったもの。
	脊柱に著しい奇形または著しい運動障がいを永久に残すもの。

具体例



お支払いできる場合

就業中、プレス機を操作していたところ、誤って右手をはさみ、すぐに病院へ搬送されたが処置不能のため、手術により手関節から切断した場合。

解説

不慮の事故により、右手を手関節から切断した場合、約款別表に定める障がい状態に該当するため、保険金のお支払いの対象となります。



お支払いできない場合

交通事故により左足を負傷し、一時的に全く動かなくなったが、リハビリ後回復し、動くようになり関節可動域にも問題がなくなった場合。

解説

約款別表に定める障がい状態に該当し、回復の見込みがないと医師に診断されることも要件のひとつになります。

不慮の事故が原因で障がい状態になられた

要介護状態になられた／要介護認定を受けた②

- ・要介護 4 以上に認定されたとき、または所定の要介護状態に該当されたときに重度介護保険金をお支払いします。（要介護 2 給付金または要介護 1 給付金が支払われていない場合は、要介護 2 給付金または要介護 1 給付金を重度介護保険金とあわせて支払います。）
- ・要介護 2 給付金と要介護 1 給付金のお支払いは、保険期間を通じてそれぞれ 1 回限りです。重度介護保険金をお支払いした場合、特約は消滅します。

具体例



お支払いできる場合

公的介護保険制度による要介護 1 の認定を受け、段階給付型介護保障特約 016 (I 型) から給付金の支払いを受けた翌年に、要介護 2 の認定を受けた。

解説

段階給付型介護保障特約 016 (I 型) の場合、要介護 1 給付金のお支払い後も、要介護 2 以上に認定されたときに要介護 2 給付金を、要介護 4 以上に認定されたときに重度介護保険金を、それぞれお支払いします。



お支払いできない場合

公的介護保険制度による要介護 2 の認定を受け、段階給付型介護保障特約 016 (I 型) から給付金の支払いを受けた翌年に、要介護 1 の認定を受けた。

解説

段階給付型介護保障特約 016 (I 型) の場合、要介護 2 給付金のお支払い時点で支払われていない要介護 1 給付金があれば要介護 2 給付金とあわせてお支払いしますので、あらためて要介護 1 給付金をお支払いすることはできません。

ご注意いただきたいこと

ご契約に段階給付型介護保障特約 016 (I 型) の付加があり、重度介護保険金、要介護 2 給付金または要介護 1 給付金の支払事由に該当されていた場合で、これらの保険金または給付金の請求前に被保険者さまがお亡くなりになったときは、これらの保険金または給付金に相当する金額を死亡給付金として死亡給付受取人にお支払いしますので、死亡給付金請求時に「お支払い対象となる要介護状態区分に認定されていたこと」もしくは「所定の要介護状態に該当し、その要介護状態が 180 日継続されていたこと」がわかる診断書等をご提出ください。

介護保障関係の特約には、上記の「要介護状態」、「要介護認定」のほか、ご契約の時期、内容により「軽度要介護状態（目安として、公的介護保険の要介護 1 以上に相当）」に該当した場合にお支払いの対象となる新介護保障定期保険特約、介護保障特約 2 0 0 7 A、介護保障特約 2 0 0 7 B や、「特定要介護状態（目安として、公的介護保険の要介護 2 以上に相当）」に該当した場合にお支払いまたは保険料払込免除の対象となる新介護保障定期保険特約、介護保障特約 2 0 0 7 A、介護保障特約 2 0 0 7 B、総合障害保障特約 2 0 0 7 A、総合障害保障特約 2 0 0 7 B、総合障害保障特約 2 0 0 7 C、総合障害生活保障特約 2 0 0 7 A、総合障害生活保障特約 2 0 0 7 B、保険料払込免除特約 2 0 0 7 があります。

主な保険金について

⑨要介護状態または要介護認定をお支払い事由とする保険金とは

責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病により、次のようなケースに該当されたときにお支払いする保険金です。

- 所定の要介護状態に該当し、以後その要介護状態が 180 日継続したとき
 - 公的介護保険制度による要介護状態区分に該当すると認定されたとき
- ※特約ごとにお支払い対象となる要介護状態区分が異なりますので、下表でご確認ください。

要介護状態について

次の (1) または (2) のいずれかに該当する状態をいいます。

- (1) 常時寝たきり状態で、ベッド周辺の歩行が自分ではできず、①衣服の着脱、②入浴、③食物の摂取、④大小便の排せつ後の拭き取り始末のうち 2 項目以上が自分ではできず、他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障がいのない状態において見当識障がいがあり、かつ、他人の介護を要する状態

各種特約のお支払い対象となる公的介護保険制度の要介護状態区分等について

被保険者さまの 状態 特約	所定の 要介護状態に 該当	要介護5 に認定	要介護4 に認定	要介護3 に認定	要介護2 に認定	要介護1 に認定
介護保障特約 016	○					×
介護生活サポート年金特約 016	○				×	
段階給付型介護保障特約 016 (I 型)	○			○		○
総合障害保障特約 016	○					×
総合障害保障特約 016 (外貨建)	○					×
総合障害サポート年金特約 016	○					×
介護サポート年金特約 017	○					×
保険料払込免除特約 016	○					×
保険料払込免除特約 016 (外貨建保険用)	○					×
保険料払込免除特約 017 (介護保障型)	○					×
介護保障定期保険特約 介護保障終身保険特約 介護生活保障特約 総合障害定期保険特約 総合障害終身保険特約 総合障害生活保障特約 保険料払込免除特約	○			×		

「○」…お支払い(または保険料払込免除)の対象となります

「×」…お支払い(または保険料払込免除)の対象となりません

※「所定の要介護状態」と「要介護認定」の両者に該当する場合でも、保険金は重複してお支払いしません。

※段階給付型介護保障特約 016 (I 型) の場合は以下のお取扱いとなります。

- ・要介護 2 以上に認定されたときに要介護 2 給付金を、要介護 1 以上に認定されたときに要介護 1 給付金をお支払いします。(要介護 2 給付金が支払われるときに、要介護 1 給付金が支払われていない場合は、要介護 1 給付金を要介護 2 給付金とあわせて支払います。)

要介護状態になられた／要介護認定を受けた①

⑩特定要介護状態をお支払い事由とする保険金とは

責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病により、所定の特定要介護状態に該当し、以後その状態が180日継続したときにお支払いする保険金です。

特定要介護状態について

次の(1)または(2)のいずれかに該当する状態(目安として、公的介護保険の要介護2以上に相当)をいいます。

- (1) 機能障がいにより、寝返りまたは歩行の際、所定の介助状態に該当し、かつ、入浴、排せつ、身の回り、衣服着脱の4つの項目について、所定の全面的介助状態または部分的介助状態に合計で3項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること。
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障がいのない状態において見当識障がい^{けんとうしき}があり、かつ、所定の問題行動が2項目以上みられ、かつ、入浴、排せつ、身の回り、衣服着脱の4つの項目について、所定の全面的介助状態または部分的介助状態に合計で2項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること。

※所定の介助状態および全面的介助状態、部分的介助状態、問題行動の詳細については、「ご契約のしおり一約款」の別表をご参照ください。

※上記の場合以外にも、当社所定の「軽度要介護状態」(目安として、公的介護保険の要介護1以上に相当)に該当した場合、特約保険金額の一部を軽度介護給付金としてお支払いすることがあります。

具体例



お支払いできる場合

左視床下部^{ししゅうかぶ}の出血と診断され、保存的治療後1年間リハビリを実施したが、当初の8カ月は歩行不能で、入浴は介助者による全面介助、排せつや身の回り、衣服の着脱にも一部介助を要する状態が継続したと診断された。

解説

機能障がいにより所定の介助状態が180日継続したと診断された場合、特定介護保険金のお支払いの対象となります。



お支払いできない場合

物忘れがひどくなったため医師の診察を受けたところ、軽度の器質性認知症と診断されたが、日常生活の動作には現在のところ問題がないもの。

解説

器質性認知症と診断確定されることだけでなく、日常生活動作に所定の介助を必要とする状態と診断されることもお支払いの要件となります。

介護保障関係の特約には、上記の「特定要介護状態」、「軽度要介護状態」のほか、ご契約の時期、内容により「要介護状態(常時寝たきり状態で1人で歩行、衣服着脱や入浴ができない状況等、目安として、公的介護保険の要介護4以上に相当)」に該当した場合にお支払いの対象となる特約があります。

- ・介護生活保障特約、介護保障終身保険特約、介護保障定期保険特約
- ・総合障害生活保障特約、総合障害終身保険特約、総合障害定期保険特約 など